

地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針

平成 23 年 8 月 31 日
地方独立行政法人りんくう総合
医療センター評価委員会決定

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター(以下「法人」という。)に対する評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 基本方針

- (1) 評価は、中期目標及び中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。
- (3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。

2 評価方法

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

(1) 年度評価

- ① 中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。
- ② 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証、評価又は進捗状況の確認を行う。
- ③ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。

(2) 中期目標期間評価

- ① 中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。
- ② 中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。
- ③ 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。

3 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- (2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。
- (3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

4 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。

5 目標・計画を策定する際の留意点

法人において目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。この場合において、数値目標の設定が困難なときは、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。